

生活文化局に寄せられた都民の声と対応事例（令和7年7月分）

＜文化振興部＞地域の夏祭りにヘブンアーティストを呼びたいが、どうすれば良いか？

【対応】

この度は、ヘブンアーティストのイベント出演をご検討いただき、ありがとうございます。
東京都では、文化振興の一環として、アーティストに公共施設や民間施設などを活動場所として開放し、音楽演奏やパフォーマンスを行う機会を提供するとともに、都民や東京を訪れる方に気軽に芸術文化に触れていただくことを目的にヘブンアーティスト事業を実施しています。

ヘブンアーティストは、東京都が実施する専門家による審査に合格し、ライセンスを交付されたアーティストです。

出演依頼につきましては、ヘブンアーティストホームページ内「登録アーティスト」に掲載されているアーティストへ、直接ご連絡及びご交渉をお願いいたします。ホームページやメールアドレスが掲載されていないアーティストへご依頼なさりたい場合は、ヘブンアーティスト担当（03-5320-7585）までご相談ください。

詳細は、ヘブンアーティストホームページ内「出演依頼」のページをご参照ください。

ヘブンアーティストホームページ：

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/bunka_jigyo/heavenartist